

## 公立保育園給食費6月分口座引き落としの不能について

令和4年6月30日(木)に口座引き落としを行う予定であった公立保育園給食費(主食費及び副食費。3歳以上児が対象)について、本市から口座振替データ送信サービス会社に送信した情報伝送データ(以下、「データ」という。)に不備があり、引き落としができないことが判明しました。

### 1 経過

- ・令和4年6月20日(月) 口座振替伝送サービス会社にデータを送信
- ・令和4年6月24日(金) 一部の金融機関から、「口座振替伝送サービス会社からデータが伝送されていない。」との連絡を受け、調査したところ、すべての金融機関での引き落としができないこと、及び、6月30日(木)に間に合わせるためのデータの再送信が不可能であることが判明

### 2 対象人数及び金額

(1) 人数 1,325人

対象児童1,433名のうち、給食費の支払を口座引き落としにより行っている児童(対象児童の約9割)

(2) 金額 6,693,250円

給食費は、3歳以上児に提供する主食及び副食に要する費用として、次の金額を徴収しており(0～2歳児の給食費は保育料に含まれています。)、引き落としの申込みのあった方の口座から、毎月の末日(月末日が休日等の場合は翌営業日)に引き落としを行っています。

主食費 一人当たり月額1,000円

副食費 一人当たり月額4,500円

※ 月の途中において主食及び副食の提供を開始または中止した場合、提供期間により徴収額を半額としています。

### 3 原因

本来はパスワードを設定していない圧縮データを送信すべきところ、パスワードを設定したデータを送信してしまい、この時点でエラーが出ていたことを、エラーの有無が表示される画面の確認を行わなかったことにより見逃していたものです。

### 4 対応

対象となる方に対して、お詫びとともに、7月分の口座振替の際に2か月分を引き落としさせていただき旨を記載した文書を速やかに発出いたします。

### 5 再発防止策

これまでデータを作成する段階までは複数人での確認作業を行っていましたが、データの圧縮や送信作業を担当者単独で行っていたため、全行程で複数人での確認を行うことにより、再発を防止いたします。また、処理手順のマニュアルの整備を行います。

問合せ先

川崎市こども未来局保育事業部運営管理課 岡田

電話：044-200-2609